

小矢部川漁業協同組合内共第16号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小矢部川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第16号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、毛針釣、友釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した別記様式第1号による遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、毛針釣、友釣又は竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とするイ欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あゆ やまめ いわな	てんから網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下） 長さ 6メートル以内

		高さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60センチメートル以内
	投網 さで網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下）
こい ふな うぐい	てんから網	網目の大きさ 2.52センチメートル以上（13節以下） 長さ 6メートル以内 高さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60センチメートル以内
	投網 さで網	網目の大きさ 2.52センチメートル以上（13節以下）
もくずがに	かに籠	一人（縦横高さを加算した寸法が180センチメートル以内のもの） 5籠以内

- 2 てんから網は、2 統以上連結してはならない。また、補助者は1名に限る。
（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月16日から11月30日までの間（10月1日から10月7日までを除く。）で組合が定めて公表する期間
やまめ	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで （ただし、5月1日から5月31日までの期間を除く。）
ふな	1月1日から12月31日まで （ただし、5月15日から5月31日までの期間を除く。）
うぐい	1月1日から12月31日まで
もくずがに	1月1日から12月31日まで （ただし、5月1日から9月30日までの期間を除く。）

- 2 前項の公表は、北日本新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区域	期間
小矢部川の小矢部大堰の魚道内、同堰上流端から上流50メートルまで及び同堰下流端から下流 200メートルまでの区域	1月1日から 12月31日まで
小矢部川の五位庄えん堤上流端から上流50メートルまで及び同えん堤下流端から下流 200メートルまでの区域	
小矢部川の三日市頭首工上流端から上流50メートルまで及び同頭首工下流端から下流 200メートルまでの区域	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものを採捕してはならない。

名称	大きさ
やまめ	全長15センチメートル以下
いわな	全長15センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
うぐい	全長15センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が高校生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 毛針釣、友釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣	1年	2,000円
	友釣	1年	4,000円
やまめ、いわな、こい、	竿釣	1年	2,000円

ふな、うぐい			
--------	--	--	--

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな	てんから網	1年	11,000円
	投網	1年	11,000円
	さで網	1年	3,300円
あゆ	ころころ釣	1年	11,000円
こい、ふな、うぐい	てんから網	1年	9,000円
	投網	1年	9,000円
	さで網	1年	3,300円
もくずがに	かに籠	1年	5,000円

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、毛針釣、友釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名称	住所
小矢部川漁業協同組合高岡支部	高岡市広小路7番50号(高岡市役所農業水産課内)
小矢部川漁業協同組合福岡支部	高岡市福岡町大滝12番地(福岡総合行政センター産業建設課内)
小矢部川漁業協同組合小矢部支部	小矢部市本町1番1号(小矢部市役所農林課内)
小矢部川漁業協同組合南砺支部	南砺市城端町1046番地(南砺市役所農林課内)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

第7条第1項の遊漁料の額について、平成28年12月31日までにを行う遊漁は別表1の料金を適用する。

別表1

(1) 毛針釣、友釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣	1年	1,600円
	友釣	1年	3,500円
やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい	竿釣	1年	2,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな	てんから網	1年	10,000円
	投網	1年	10,000円
	さで網	1年	3,300円
あゆ	ころころ釣	1年	10,000円

こい、ふな、うぐい	てんから網	1 年	9,000円
	投網	1 年	9,000円
	さで網	1 年	3,300円

様式(1)

遊 漁 承 認 申 請 書			
私は下記漁具、漁法で遊漁を行いたいから			
貴小矢部川漁業協同組合の共同漁業権遊漁			
規則第2条第1項及び第2項の規定により			
申請します。			
1	漁具、漁法		
2	漁獲物の種類		
3	遊漁の期間		
4	遊漁の区域		
5	前年度漁獲量		
6	学生の場合（	学校	年）
	平成 年 月 日		
	住 所		
	氏 名		⑩
	生年月日		
	小矢部川漁業協同組合 殿		

様式(2)

遊漁承認証

(表)

No. _____
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認する。
住 所 氏 名 生年月日 承認期間 魚 種 漁具漁法 遊漁区域 遊漁料金 発 行 者 小矢部川漁業協同組合 ㊞

(裏)

注意事項
1 出漁中は本証を携帯すること。 2 本証は記名本人に限る。 3 本証は記名本人以外が使用した際には没収する。 4 漁場監視員巡視の際は、本証を提示すること。 5 富山県内水面漁業調整規則及びこの組合の遊漁規則を厳守すること。 6 違反を現認の場合は、遊漁をお断りする。 7 他の操業を妨害しないこと。

様式(3)

漁場監視員証

(表)

No. _____
漁場監視員証 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
氏名 生年月日 住所 有効期間 発行者 小矢部川漁業協同組合 ㊞

(裏)

注意事項
1 巡視の際は本証を持参すること。 2 本証は記名本人に限る。 3 本証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 4 巡視検認の際は本証を提示すること。 5 検認の際には、言語粗野にわたらないこと。 6 違反者現認の際は最寄りの警察又は当組合に連絡すること。